

## 令和2年第3回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和2年3月26日（木曜日）午後5時00分

2 招集場所 神栖市役所5階 501会議室4

3 出席委員 教育長 新橋 成夫  
教育長職務代理者 本間 敏夫  
教育委員 安重 洋介  
教育委員 井上 剛  
教育委員 伊藤 茂子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

(事務局)

教育部長	島田 弘美	教育総務課長	山口 正
学務課長	渡邊 丈夫	教育指導課長	中田 信二
文化スポーツ課長	小貫 藤一	波崎教育事務所長	伊藤 恵子
中央公民館長	猿田 幸助	若松公民館長	正木 明美
矢田部公民館長	佐藤 幸司	はさき生涯学習センター館長	岩井 京子
中央図書館長	出沼 弘二	うずも図書館長	安藤 一夫
歴史民俗資料館長	成田 芳子	第一学校給食共同調理場長	川又 康史
教育総務課長補佐	佐久間 弘之	教育総務課係長	野中 祐子
教育総務課主事	額賀 桃子		

6 案件

日程第1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

日程第2 議案第17号 非常勤の神栖市立幼稚園長の職務及び勤務条件に関する規則を廃止する規則

- 日程第3 議案第18号 神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会設置要項等を廃止する告示
- 日程第4 議案第19号 神栖市学校教育嘱託員取扱要項等を廃止する訓令
- 日程第5 議案第20号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則
- 日程第6 議案第21号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
- 日程第7 議案第22号 神栖市教育委員会事務局及び教育機関等の事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 日程第8 議案第23号 神栖市教育委員会評価委員会規則
- 日程第9 議案第24号 神栖市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第10 議案第25号 神栖市私立学校振興補助金交付要項の一部を改正する告示
- 日程第11 議案第26号 工事計画の策定について  
2 神栖市立須田小学校管理教室棟トイレ及び給水管改修工事
- 日程第12 議案第27号 工事計画の策定について  
2 神栖市立やたべ土合小学校屋内運動場改修工事
- 日程第13 議案第28号 工事計画の策定について  
2 神栖第二中学校プレハブ校舎解体撤去及び外構整備工事

- 日程第14 議案第29号 工事計画の策定について  
2 神栖市立波崎第一中学校体育館改修工事
- 日程第15 議案第30号 工事計画の策定について  
2 神栖市立波崎第三中学校校舎及び体育館トイレ改修工事
- 日程第16 議案第31号 工事計画の策定について  
2 旧植松幼稚園園舎解体撤去及びブロック塀改修工事
- 日程第17 議案第32号 神栖市立学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則
- 日程第18 議案第33号 神栖市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則
- 日程第19 議案第34号 神栖市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則
- 日程第20 議案第35号 神栖市立学校管理規則の一部を改正する規則
- 日程第21 議案第36号 神栖市学校教育振興補助金交付要項の一部を改正する告示
- 日程第22 議案第37号 神栖市私立幼稚園バス運行費補助金交付要項の一部を改正する告示
- 日程第23 議案第38号 神栖市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項を廃止する告示
- 日程第24 議案第39号 神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会規則
- 日程第25 議案第40号 神栖市スポーツ団体事業費補助金交付要項の一部を改正する告示

- 日程第26 議案第41号 神栖市子ども会育成助成金交付要項の一部を改正する告示
- 日程第27 議案第42号 第2期神栖市スポーツ振興基本計画について
- 日程第28 議案第43号 工事計画の策定について  
神栖市文化センター電気室改修工事
- 日程第29 議案第44号 工事計画の策定について  
神栖市文化センターエレベーター設置工事
- 日程第30 議案第45号 神栖市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第31 議案第46号 工事計画の策定について  
2はさき生涯学習センター空調設備外改修工事
- 日程第32 議案第47号 神栖市教育委員会職員の人事について
- 日程第33 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて  
神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について
- 日程第34 議案第49号 神栖市教育委員会教職員の退職の承認について
- 日程第35 議案第50号 神栖市登校支援教室設置要項の一部を改正する告示
- 日程第36 諸般の報告

7 議事の大要 開 会 午後5時00分  
閉 会 午後7時15分

(1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

会議録署名委員 井上委員

会議録作成書記 教育総務課長補佐 佐久間

(2) 議 事

教育長 令和2年第3回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。

教育長 本日の日程において、日程第32 議案第47号から日程第34  
議案第49号については、人事案件であるため、神栖市教育委員会  
会議規則第12条に基づき、会議を公開しないことについて賛成委  
員の挙手を求める。

(出席委員 全員挙手)

教育長 出席委員全員賛成のため、日程第32 議案第47号から日程第3  
4 議案第49号については会議を公開しないことと決定する。

教育長 日程第1 会議録署名委員に井上委員、会議録作成書記に佐久間教  
育総務課長補佐を指名する。

教育長 日程第2 議案第17号 非常勤の神栖市立幼稚園長の職務及び  
勤務条件に関する規則を廃止する規則から日程第8 議案第23  
号 神栖市教育委員会評価委員会規則は関連議案のため一括して  
議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第17号から議案第23号について、提案理由、内容を説明す  
る。

教育長 議案第17号から議案第23号について、質疑を求める。

教育委員 議案19号において、廃止を対象とするのは(4)と(5)が該当  
するのか。

教育総務課長 廃止の対象については、(1)と(3)になります。

教育長 他に質疑がないか求める。

質疑がないため、質疑を終結し、議案第17号から議案第23号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第17号から議案第23号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第9 議案第24号 神栖市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第24号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第24号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第24号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第24号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第10 議案第25号 神栖市私立学校振興補助金交付要項の一部を改正する告示を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第25号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第25号について、質疑を求める。

教育委員 補助金の申請については、学校単位なのか個人単位が申請できるものなのか。

教育総務課長 個人単位ではなく、学校単位で申請するものです。たとえば教育関係の備品である机、椅子、教材などの購入費用であり、こちらに申請があつた場合には、審査をして補助金の交付をおこなうものです。

教育委員 幼稚園の補助金に関しても、このような申請があるのか。

学務課長 ありません。

教育長 他に質疑がないか求める。

質疑がないため、質疑を終結し、議案第25号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第25号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第11 議案第26号 工事計画の策定について 2 神栖市立須田小学校管理教室棟トイレ及び給水管改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第26号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第26号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第26号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第26号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第12 議案第27号 工事計画の策定について 2神栖市立やたべ土合小学校屋内運動場改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第27号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第27号について、質疑を求める。

教育委員 耐震の際に併せて行っていないという解釈でよいのか。

教育総務課長 これまで校舎や体育館など耐震補強をおこなってきた際には、併せて外壁、屋根などの改修工事を行ってきましたが、耐震補強が必要な建物に関しては、それを行ってないため古くなっていることから順次計画をたてて改修工事を行っているものです。

教育長 他に質疑がないか求める。

質疑がないため、質疑を終結し、議案第27号について、原案のとおり可決することを諮る。

教育長 (「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第27号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第13 議案第28号 工事計画の策定について 2神栖第二中学校プレハブ校舎解体撤去及び外構整備工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第28号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第28号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第28号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第28号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第14 議案第29号 工事計画の策定について 2神栖市立波崎第一中学校体育館改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第29号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第29号について、質疑を求める。

教育委員 この体育館照明のLED改修は終わっていますか。

教育総務課長 はい、終わっています。

教育長 他に質疑がないか求める。

質疑がないため、質疑を終結し、議案第29号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第29号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第15 議案第30号 工事計画の策定について 2神栖市立波崎第三中学校校舎及び体育館トイレ改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第30号について、提案理由、内容を説明する。

- 教育長 議案第30号について、質疑を求める。
- 教育委員 概算工事費についてどのように算出しているのか。
- 教育総務課長 設計業者と協議しながら決定しています。
- 教育委員 波崎第三中学校のトイレについては、比較的新しいと認識していたが洋式化されていないということでいいのか。
- 教育総務課長 和式がかなり混在しており、今回それを解消するものです。
- 教育委員 みんなのトレイは多目的トイレか。また、1階にあるが、2階にはないのか。
- 教育総務課長 多目的トイレです。1階のみで2階にはありません。他校に関しても外部からの来場者も考え1階に設けているものです。
- 教育委員 生徒が途中で車いすを利用するようになった場合のことも考え、検討してはいかがか。
- 教育総務課長 設置する場合は、スペースの確保や、多額な費用がかかることから、介助員などの協力を得ながら、学校と協議のうえ配慮していただいているところです。
- 教育委員 通常のトイレのドアの入り口を、車いすが入れる大きさにすれば多目的トイレをつくる必要はないのではないか。
- 教育総務課長 既存スペースのなかで、トイレを改修していることから非常に狭く、構造上広げることが不可能な場合が多いことから考慮させていただいている。
- 教育委員 特別教室棟のトイレは、多目的トイレか。

教育総務課長 はい、そうです。

教育長 他に質疑がないか求める。

質疑がないため、質疑を終結し、議案第30号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第30号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第16 議案第31号 工事計画の策定について 2 旧植松幼稚園園舎解体撤去及びブロック塀改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第31号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第31号について、質疑を求める。

教育委員 この後の土地利用に関してはどうなっているのか。

教育総務課長 現在は決まっていないが、植松小学校の駐車場用地として考えております。

教育長 他に質疑がないか求める。

質疑がないため、質疑を終結し、議案第31号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第31号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

- 教育長 日程第17 議案第32号 神栖市立学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 第一給食共同  
調理場長 議案第32号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第32号について、質疑を求める。
- 教育委員 現在の給食費については、学校の先生が生徒から徴収している状況なのか。
- 第一給食共同  
調理場長 はい、そうです。
- 教育委員 未回収の場合は誰が回収するのか。
- 第一給食共同  
調理場長 教育長が必要と認めた場合は、集金により回収します。
- 教育長 他に質疑がないか求める。  
質疑がないため、質疑を終結し、議案第32号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第32号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第18 議案第33号 神栖市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 第一給食共同  
調理場長 議案第33号について、提案理由、内容を説明する。

- 教育長 議案第33号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第33号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第33号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第19 議案第34号 神栖市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針に関する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育指導課長 議案第34号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第34号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第34号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第34号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第20 議案第35号 神栖市立学校管理規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育指導課長 議案第35号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第35号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第35号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第35号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第21 議案第36号 神栖市学校教育振興補助金交付要項の一部を改正する告示を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育指導課長 議案第36号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第36号について、質疑を求める。

教育委員 事業費について「学校じまん支援」は、どのように活用していたか。

教育指導課長 22校の各学校で独自に創意工夫をもって取り組んでいます。

教育長 他に質疑がないか求める。

質疑がないため、質疑を終結し、議案第36号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第36号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第22 議案第37号 神栖市私立幼稚園バス運行費補助金交付要項の一部を改正する告示を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長 議案第37号について、提案理由、内容を説明する。

- 教育長 議案第37号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第37号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第37号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第23 議案第38号 神栖市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項を廃止する告示を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 学務課長 議案第38号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第38号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第38号について、原案のとおり可決することを諮る。
- (「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第38号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第24 議案第39号 神栖市立学校適正規模適正配置検討委員会規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 学務課長 議案第39号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第39号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第39号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第39号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第25 議案第40号 神栖市スポーツ団体事業費補助金交付要項の一部を改正する告示 及び 日程第26 議案第41号 神栖市子ども会育成助成金交付要項の一部を改正する告示は関連議案のため一括して議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ  
課長 議案第40号及び議案第41号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第40号及び議案第41号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第40号及び議案第41号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第40号及び議案第41号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第27 議案第42号 第2期神栖市スポーツ振興基本計画についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ  
課長 議案第42号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第42号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第42号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第42号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第28 議案第43号 工事計画の策定について 神栖市文化センター電気室改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ  
課長 議案第43号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第43号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第43号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第43号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第29 議案第44号 工事計画の策定について 神栖市文化センターエレベーター設置工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ  
課長 議案第44号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第44号について、質疑を求める。

教育委員 エレベーターの設置は、建物が出来た後でも可能なのか。

文化スポーツ  
課長 はい、可能です。

教育長 他に質疑がないか求める。  
質疑がないため、質疑を終結し、議案第44号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第44号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第30 議案第45号 神栖市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

歴史民俗資料  
館長 議案第45号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第45号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第45号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第45号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第31 議案第46号 工事計画の策定について 2はさき生涯学習センター空調設備外改修工事を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

はさき生涯学習  
センター館長 議案第46号について、提案理由、内容を説明する。

- 教育長 議案第46号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第46号について、原案のとおり可決することを諮る。  
(「異議なし」と言う者あり。)
- 教育長 議案第46号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。
- 教育長 日程第32 議案第47号 神栖市教育委員会職員の人事について  
【非公開】
- 教育長 日程第33 議案第48号 専決処分の承認を求ることについて 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について  
【非公開】
- 教育長 日程第34 議案第49号 神栖市教育委員会教職員の退職の承認について  
【非公開】
- 教育長 日程第35 議案第50号 神栖市登校支援教室設置要項の一部を改正する告示を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。
- 教育指導課長 議案第50号について、提案理由、内容を説明する。
- 教育長 議案第50号について、質疑を求める。
- 教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第50号について、原案のとおり可決することを諮る。  
(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第 50 号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 新型コロナウィルスの感染症拡大防止のため、政府の要請を受け 3 月 2 日から 3 月 23 日まで小中学校を臨時休校としましたが、休校中の学習の未履修への対応策について協議を行いたい旨を述べる。

#### 【教育長、教育委員との協議】

学校の未履修部分について確認を行い、方針について協議を行う。教育委員会の方向性として、夏休みの短縮や授業の確保などを踏まえ、状況に応じて対応を行っていくことで可決した。

教育長 日程第 36 諸般の報告について、事務局より報告事項について説明を求める。

教育部長 新型コロナウィルス感染症拡大防止に伴う市内小中学校における今後の対応について、修了式、春休み中における対応の説明を行う。また、職員が感染した場合の新たな対応方針について検討していることの説明についても行う。

教育総務課長 4 月の教育委員会行事予定について報告する。

教育指導課長 教職員の辞令伝達式については、保健福祉会館で行う旨を報告する。また、小中学校の入学式についても行う予定であるが、卒業式同様に短縮で進める方向である旨を報告する。

教育長 諸般の報告について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、諸般の報告を終了する。  
本日の日程についてすべて終了したことを宣言する。  
次回の令和 2 年第 4 回教育委員会定例会は、4 月 28 日（火曜日）午後 6 時 00 分から神栖市役所 5 階 501 会議室において開催する旨を伝え、令和 2 年第 3 回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言する。

次回教育委員会の予定

令和2年4月28日 午後6時00分から  
神栖市役所5階 501会議室

神栖市教育委員会会議規則14条第2項の規定により署名する。

令和2年 5月27日

会議録署名者

教育長

新橋成夫

委 員

井上 隆